

法律第九号（平一七・三・三〇）

児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律

- 1 平成十七年四月以降の月分の次の表の上欄に掲げる手当については、同表の下欄に掲げる規定により計算した額がそれぞれの手当につき次項の規定により読み替えられた同項の表の上欄に掲げる規定により計算した額に満たない場合は、次の表の下欄に掲げる規定（他の法令において引用する場合を含む。）にかかわらず、当該額をこれらの手当の額とする。

児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当	児童扶養手当法第五条の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条において準用する同法第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条の五において準用する同法第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第九十七条第一項の規定による福祉手当	昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する児童扶養手当法第五条の二
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十九条
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による特別手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十九条
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による原子爆弾小頭症手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十九条
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による健康管理手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十九条
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十九条

- 2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

児童扶養手当法第五条第一項	四万千百円	四万千八百八十円（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十六年（この項の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が
---------------	-------	--

		行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、四万千八百八十円(この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額)にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)
特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条	三万三千三百円	三万三千九百円(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十六年(この条の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、三万三千九百円(この条の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額)にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)
	五万円	五万九百円(物価指数が平成十六年(この条の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、五万九百円(この条の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額)にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)
特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十八条	一万四千七百七十円	一万四千四百三十円(物価指数が平成十六年(この条の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、一万四千四百三十円(この条の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額)にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)
特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条の	二万六千五十円	二万六千五百二十円(物価指数が平成十六年(この条の規定に

三		よる額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、二万六千五百二十円(この条の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額)にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)
昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十八条	一万四千百七十円	一万四千四百三十円(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十六年(この条の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、一万四千四百三十円(この条の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額)にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十四条第三項	十三万五千四百円	十三万七千八百四十円(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十六年(この項の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、十三万七千八百四十円(この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額)にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十五条第三項	五万円	五万九百円(物価指数が平成十六年(この項の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、五万九百円(この項の規

		定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額)にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十六条第三項	四万六千六百元	四万七千四百四十円(物価指数が平成十六年(この項の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、四万七千四百四十円(この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額)にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十七条第四項	三万三千三百円	三万三千九百元(物価指数が平成十六年(この項の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、三万三千九百元(この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額)にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十八条第三項	一万六千七百元	一万七千円(物価指数が平成十六年(この項の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、一万七千円(この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額)にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)
	三万三千三百円	三万三千九百元(物価指数が平成十六年(この項の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、三万三千九百元(この項の規定による額の改定が行

		われたときは、当該改定後の額)にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)
--	--	---

附 則

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(厚生労働・内閣総理大臣署名)